

# 介護老人保健施設ピアハウス高知入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ピアハウス高知（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和6年4月1日以降から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

但し、利用者が正当な理由なく入所中に利用中止を申し出た場合については原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の著しい迷惑行為（暴力、乱暴な言動、ハラスメント等）又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 10 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 11 条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 12 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。ただし、利用者側にも責任が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じる事ができるものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。ただし、当施設側にも責任が認められる場合は、当施設の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じる事ができるものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## 介護老人保健施設 ピアハウス高知のご案内

(令和6年4月1日現在)

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 ピアハウス高知
- ・開設年月日 平成5年9月1日
- ・所在地 高知市塚ノ原 36 番地
- ・電話番号 088-843-4700 ・ファックス番号 088-843-5277
- ・管理者名 内田 泰史
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 ( 3950180046 号 )

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防）や通所リハビリテーション（介護予防）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### [介護老人保健施設通所リハビリテーションの運営方針]

- ① ピアハウス高知は、居宅介護支援事業者その他保健・医療・福祉サービス提供者はもとより、関係行政機関との密着な連携に努めると共に、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視して運営することを基本とする。
- ② 要介護者等が能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、通所リハビリテーションサービス計画に基づいて、看護及び医学的管理下における介護、リハビリテーションその他必要な医療ケアとサービスを行うものとする。
- ③ 介護者の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立ってサービスの提供に努める。
- ④ 要介護者の人権を侵害し、廃用症候群というリスクを負わせて安全を優先する事はしない。
- ⑤ 要介護者及び扶養者に改善する意欲がみられない場合、また、運営方針と大きく異なる場合はご利用をお断りすることがある。

#### [介護老人保健施設介護予防通所リハビリテーションの運営方針]

- ① ピアハウス高知は、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）その他保健・医療・福祉サービス提供者はもとより、関係行政機関との密着な連携に努めると共に、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視して運営することを基本とする。
- ② 要支援者が能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護予防通所リハビリテーションサービス計画に基づいて、看護及び医学的管理下における介護、リハビリテーションその他必要な医療ケアとサービスを行うものとする。
- ③ 要支援者の意思及び人格を尊重し、常に要支援者等の立場に立ってサービスの提供に努める。
- ④ 要支援者の人権を侵害し、廃用症候群というリスクを負わせて安全を優先する事はしない。
- ⑤ 要支援者及び扶養者に改善する意欲がみられない場合、また、運営方針と大きく異なる場合はご利用をお断りすることがある。

## <別紙1>

### [介護老人保健施設短期入所療養介護の運営方針]

- ① ピアハウス高知は、居宅介護支援事業者その他保健・医療・福祉サービス提供者はもとより、関係行政機関との密接な連携に努めると共に、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視して運営することを基本とする。
- ② 要介護者が能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、短期入所療養介護サービス計画に基づいて、看護及び医学的管理下における介護、リハビリテーションその他必要な医療ケアとサービスを行うものとする。
- ③ 要介護者の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立ってサービスの提供に努める。
- ④ 要介護者の人権を侵害し、廃用症候群というリスクを負わせて安全を優先する事はしない。
- ⑤ 要介護者及び扶養者に改善する意欲がみられない場合、また、運営方針と大きく異なる場合はご利用をお断りすることがある。

### [介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護の運営方針]

- ① ピアハウス高知は、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）その他保健・医療・福祉サービス提供者はもとより、関係行政機関との密接な連携に努めると共に、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視して運営することを基本とする。
- ② 要支援者が能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護予防短期入所療養介護サービス計画に基づいて、看護及び医学的管理下における介護、リハビリテーションその他必要な医療ケアとサービスを行うものとする。
- ③ 要支援者の意思及び人格を尊重し、常に要支援者等の立場に立ってサービスの提供に努める。
- ④ 要支援者の人権を侵害し、廃用症候群というリスクを負わせて安全を優先する事はしない。
- ⑤ 要支援者及び扶養者に改善する意欲がみられない場合、また、運営方針と大きく異なる場合はご利用をお断りすることがある。

### [介護老人保健施設入所の運営方針]

- ① ピアハウス高知は、居宅介護支援事業者その他保健・医療・福祉サービス提供者はもとより、関係行政機関との密接な連携に努めると共に、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視して運営することを基本とする。
- ② 要介護者が能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて、看護及び医学的管理下における介護、リハビリテーションその他必要な医療ケアとサービスを行い、家庭への復帰を促進させるものとする。
- ③ 要介護者の意思及び人格を尊重し、常に要介護者の立場に立ってサービスの提供に努める。
- ④ 要介護者の人権を侵害し、廃用症候群というリスクを負わせて安全を優先する事はしない。
- ⑤ 要介護者及び扶養者に改善する意欲がみられない場合、また、運営方針と大きく異なる場合はご利用をお断りすることがある。

<別紙1>

(3) 施設の職員体制

	入所 (短期入所)		通所	
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤
・医 師	1人以上	1人以上	1人以上(兼務)	
・看護職員	5人以上		2人以上	
・薬剤師		1人		
・介護職員	20人以上		15人以上	
・支援相談員	1人以上		1人以上	
・理学療法士	1人以上		1人以上	
・作業療法士	1人以上		1人以上	
・言語聴覚士	1人以上		1人以上	
・管理栄養士	1人以上		1人以上	
・歯科衛生士	1人以上(兼務)		1人以上(兼務)	
・介護支援専門員	1人以上			
・事務員	1人以上(兼務)		1人以上(兼務)	
・調理員	3人以上(兼務)		2人以上(兼務)	
・運転手		6人以上(兼務)		6人以上(兼務)

- (4) 入所定員等 ・定員 50名 (うち認知症専門棟 25名)  
 ・療養室 (個室6室 ・ 2人室10室 ・ 4人室6室)

- (5) 通所定員 78名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
  - ② 短期入所療養介護計画、介護予防短期入所療養介護計画の立案
  - ③ 通所リハビリテーション計画、介護予防通所リハビリテーション計画の立案
  - ④ 食事 朝食 8時～9時  
 昼食 12時～13時  
 夕食 18時～19時
  - ⑤ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)  
 入所利用者は、週に2回ご利用いただけます。(ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
  - ⑥ 医学的管理・看護
  - ⑦ 介護 (退所時の支援も行います。) 及び介護予防
  - ⑧ リハビリテーション
  - ⑨ 相談援助サービス
  - ⑩ 口腔ケア
  - ⑪ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
  - ⑫ 利用者が選定する特別な食事 (おやつ) の提供
  - ⑬ 理容サービス (毎週月・火・水曜日に外部の業者がきます。)
  - ⑭ 基本時間外延長サービス (通所リハビリテーション時間に引続き前又は後に1時間)
  - ⑮ 施設入所者の行政手続代行
  - ⑯ その他 (アメニティセット)
- ※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## <別紙1>

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
  - ・ 名 称 医療法人 治久会 もみのき病院
  - ・ 住 所 高知市塚ノ原 6 番地 1
  
- ・ 協力歯科医療機関
  - ・ 名 称 岡本歯科
  - ・ 住 所 高知市塚ノ原 98-4

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 食事  
施設利用中の食事は、利用者の心身の状態に影響を与えますので、基本的に食事の持ち込みはご遠慮ください。施設は栄養状態の管理をサービス内容としてしていますので、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。
- ・ 面会  
面会時間：午前 10 時～午後 5 時迄（毎日）  
ご面会の際には、事務室受付もしくはサービスステーションの面会簿に記入して職員に声をかけて下さい。  
食べ物のお持ち込みは、職員に声をかけてください。
- ・ 外出（短期入所・入所） 外泊（入所のみ）  
なるべく前日迄に所定の用紙でお申し出ください。外出・外泊時は職員に声をかけてください。
- ・ 飲酒  
施設での飲酒は、ご家族やかかりつけの医師の許可が必要です。必ず職員にお申し出ください。
- ・ 喫煙  
敷地内禁煙としています。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み  
所持品には必ずお名前を記入してください。備品で必要な物は職員に声をかけてください。
- ・ 金銭・貴重品の管理  
施設には、現金・通帳・貴重品をお持ち込みにならないようお願い致します。施設も原則として、お預かりしないことになっていますが、やむを得ない場合は必ずお申し出ください。申し出なく持ち込まれた場合の紛失については責任を負いかねます。ただし、おこづかいとして入所 3000 円以下・短期入所 1000 円以下はお預かりできます。
- ・ 施設外での受診  
入所時、当施設以外の医療機関を受診する必要がある場合には、事前にお申し出ください。受診に必要な書類を準備させていただきます。
- ・ 宗教活動  
他の利用者に迷惑をかけないようにお願い致します。

<別紙1>

5. 非常災害対策

- ・防災設備      スプリンクラー、消火器等
- ・防災訓練      年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 介護保健施設サービスについて

(令和6年10月1日現在)

### 1. 介護保険証等の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証等の関係書類を確認させていただきます。

### 2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

#### ◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

#### ◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

#### ◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

#### ◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

### 3. 第三者による評価の実施状況等について：実施なし

### 4. 介護サービス情報の公表について：公表あり

### 5. 利用料金

#### (1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、介護保険負担割合等によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担【1割】分です）

#### 介護保健施設サービス費（I）< i 従来型個室> 【基本型】

・要介護1	717円
・要介護2	763円
・要介護3	828円
・要介護4	883円
・要介護5	932円

#### 介護保健施設サービス費（I）< iii 多床室> 【基本型】

・要介護1	793円
・要介護2	843円
・要介護3	908円
・要介護4	961円
・要介護5	1012円

<別紙2>

介護保健施設サービス費（Ⅰ）〈ii 従来型個室〉 【在宅強化型】

- ・要介護1 788円
- ・要介護2 863円
- ・要介護3 928円
- ・要介護4 985円
- ・要介護5 1040円

介護保健施設サービス費（Ⅰ）〈iv 多床室〉 【在宅強化型】

- ・要介護1 871円
- ・要介護2 947円
- ・要介護3 1014円
- ・要介護4 1072円
- ・要介護5 1125円

* 初期加算（Ⅰ）（入所後30日間）	60円	} いずれか
* 初期加算（Ⅱ）（入所後30日間）	30円	
* サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 介護福祉士80%以上	22円	
* 夜勤職員配置加算	24円	
* 栄養マネジメント強化加算	11円	
* 療養食加算（1食）	6円	
* 経口移行加算	28円	
* かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ（入所中1回限り）	70円	
* かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）（入所中1回限り）	240円	
* かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）（入所中1回限り）	100円	
* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）基本型算定時	51円	} いずれか
* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）在宅強化型算定時	51円	
* 認知症ケア加算（認知症専門棟のみ）	76円	
* 若年性認知症利用者受入加算	120円	
* 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） （入所後3ヶ月以内で週3回限度）	240円	} いずれか
* 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） （入所後3ヶ月以内で週3回限度）	120円	
* 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（入所後3ヶ月以内）	258円	
* 外泊時費用（1ヶ月6日限度・施設利用料に代えて）	362円	
* 外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	800円	
* 緊急時施設療養費（緊急時治療管理）（月3日限度）	518円	
* 所定疾患施設療養費（Ⅱ）（月10日限度）	480円	
* 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円	} いずれか
* 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円	
* 認知症行動・心理症状緊急対応加算（月7日限度）	200円	
* 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（1月に1回限り）	3円	} いずれか
* 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）（1月に1回限り）	13円	
* 排せつ支援加算（Ⅰ）（1月に1回限り）	10円	} いずれか
* 排せつ支援加算（Ⅱ）（1月に1回限り）	15円	
* 排せつ支援加算（Ⅲ）（1月に1回限り）	20円	
* 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）（入所中1回限り）	480円	
* 試行的退所時指導加算（1月に1回限り）	400円	

<別紙2>

* 退所時情報提供加算 (I)	(入所中1回限り)	500円	} いずれか
* 退所時情報提供加算 (II)	(入所中1回限り)	250円	
* 入退所前連携加算 (I)	(入所中1回限り)	600円	} いずれか
* 入退所前連携加算 (II)	(入所中1回限り)	400円	
* 訪問看護指示加算	(入所中1回限り)	300円	
* 口腔衛生管理加算 (II)	(1月につき)	110円	
* 経口維持加算 (I)	(1月につき)	400円	
* リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I)	(1月につき)	53円	
* 自立支援促進加算	(3月に1回)	300円	
* 科学的介護推進体制加算 (II)	(1月につき)	60円	
* 安全対策体制加算	(入所中1回限り)	20円	
* 退所時栄養連携情報加算	(入所中1回限り)	70円	
* 協力医療機関連携加算 (I)	(1月につき：令和6年度まで)	100円	} いずれか
* 協力医療機関連携加算 (I)	(1月につき；令和7年度から)	50円	
* 協力医療機関連携加算 (II)	(1月につき：令和7年度から)	5円	
* 介護職員等処遇改善加算 (I)	(1月につき) 所定単位数×7.5%加算		
* 安全管理体制未実施減算	(1日につき)	-5円	} 減算対象になった場合算定
* 身体拘束廃止未実施減算	(1日につき) 所定単位数×10%減算		
* 高齢者虐待防止未実施減算	(1日につき) 所定単位数×1%減算		
* 業務継続計画未策定減算	(1日につき) 所定単位数×3%減算		

(2) その他の料金

- ① 食費 (1日当たり) 1445円  
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 居住費 (療養室の利用費) (1日当たり)
- ・従来型個室 1728円
  - ・多床室 437円

(ただし、居住費についての負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。)

※ 上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階 (第1段階から3段階まで) の利用者の自己負担額については、別紙4をご覧ください。

- ③ 洗濯代 1枚につき 60円～180円 (別途料金案内あり)
- ④ その他 (利用者が選定する特別な食事の費用) は、下記をご覧ください。

特別な食事 (おやつ) のご案内

当施設では利用者様の嗜好に基づき、管理栄養士の管理のもと、毎日おやつを提供しております。これは、利用者様の自由な選択と同意に基づくもので、食事代 (1445円/日) とは別途となっております。主な提供内容、料金は以下の通りです。

\* 内容                      \* 料金・・・150円 / 日 税別

手作りケーキ・焼き菓子・蒸し菓子・水菓子・冷菓駄菓子・季節の果物  
各部署でのおやつ作り・飲み物 (コーヒー・紅茶・乳酸飲料等) 等々

<別紙2>

(3) 支払いについて

- ・ 介護保険証等を確認の上、請求書を作成します。
- ・ 請求書は翌月15日に発送しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を所定の方法で（自動引落としと振込の場合は、翌月15日発送・現金の場合は当日）発行いたします。
- ・ お支払い方法は、①金融機関口座自動引落とし（毎月26日）②現金又は銀行振込（高知銀行福井支店）の2方法があります。利用申込み時にお選びください。  
なお振込手数料につきましては、ご利用者様、ご家族様のご負担となりますのでご了承下さい。

## 個人情報利用目的

(令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設ピアハウス高知では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

〈別紙 4〉

## 「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階①、②）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階①、②の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階①、②の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。  
また、「認定証」の提示がない場合は、「第4段階」の利用料をお支払いいただきます。
- 利用者負担第1・第2・第3段階①、②に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階①、②にある次のような方です。

### 【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

### 【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額（非課税年金も含む）とその他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下の方

### 【利用者負担第3段階①】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額（非課税年金も含む）とその他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下の方

### 【利用者負担第3段階②】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入額（非課税年金も含む）とその他の合計所得金額が年額120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下の方

- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

### 負担額一覧表（1日当たりの利用料）

入所	食費	居住費（滞在費）	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300円	550円	0円
利用者負担第2段階	390円		1,370円
利用者負担第3段階①	650円		
利用者負担第3段階②	1,360円		

負担限度額認定を受けている方は、消費税増税後も変わりなく負担限度額認定証に記載されている食費・居住費（滞在費）が上限額となります。